

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第242回 独占禁止法執行文書の明確化

最近、中国国務院独占禁止不正競争防止委員会弁公室と国家市場監督管理総局（以下「独占禁止法執行機関」）は、「独占禁止『三書一函』制度の確立に関する通知」（以下「本通知」）を公布し、今後、独占禁止法執行文書には、『三書一函』（「注意喚起あるいは催促の書簡」・「行政指導面談通知書」・「立件調査通知書」・「行政処分決定書（経営主体）／行政建議書（行政機関）」）体制を採用することが明確に定められました。今回はこのポイントとなる内容について解説いたします。

◇日系企業が独占禁止法執行調査に遭遇した事例

日系独資の生産型企业A社は、中国で現地生産した製品を中国国内のディーラー網を利用して販売していました。ディーラー数が多いため、小売市場においてA社製品の価格が混乱するという事態を招き、ディーラーの一部より他の地域のディーラーがオンラインによる低価格での製品販売という方法を採用したことで、現地市場の販売や利益に悪影響が及んでいるとの指摘があり、A社が何らかの対策を講じてほしいと求めてきました。

このためA社の営業部は、各ディーラーに「最低販売価格指導表」を送るという対策を講じましたが、早速ディーラーの一家がA社所在地の市場監督管理局（以下「AMR」）に苦情の申し立てを行いました。AMRは、A社に対し口頭で行政指導面談をしたいとの要望を伝えてきました。A社の顧問弁護士が確認したところ、A社営業部が送った指導表は確かに「第三者へ転売する商品の最低価格を限定することの禁止」規定に違反している疑いがあるため、次の対策を講じるようA社に提案しました。

- (1) AMRへ当該指導表には強制力がないことを説明すること。
- (2) 迅速に当該指導表を回収し、「希望小売価格目録」という方法に変更して送ること。行政指導面談の結果、AMRはA社の対策を認め、A社に対して行政処分を行いませんでした。

◇本通知のポイント

独占禁止法執行機関は、今後『三書一函』文書という方法で法執行業務を行うと思われます。そのポイントは、次の通りです。

1. 注意喚起あるいは催促の書簡
 - (1) 本書簡の目的は、通知された者が十分に違法防止と是正業務を行うよう注意を喚起することで、最も軽微な法執行と言えます。
 - (2) 本書簡を発送してもよい事由は、次の通りです。
 - ・経営者または行政機関に違法リスクが存在する場合。
 - ・行政機関が公平競争審査制度を十分に運用していない場合。
 - ・当事者が独占禁止法執行機関の実施する審査や調査へ積極的に協力しない場合。
 - ・地方の市場監督管理局が履行する独占禁止や公平競争審査業務が不十分か業務の進捗が遅い場合。
 - (3) 経営者や行政機関は、当該書簡を受け取った後、定められた期限内に実施状況を確認、書面形式で独占禁止法執行機関へ報告する必要があります。期限が過ぎても求められた業務の履行が十分でないか、措置を講じて是正しない場合、独占禁止法執行機関はさらなる措置を講じます。

2. 行政指導面談通知書

(1) 本通知書の目的は、経営者や行政機関の法定代表者もしくは責任者に対して行政指導面談を行い、通知された者に是正措置を求めることです。厳しさの程度は、注意喚起あるいは催促の書簡より重くなります。

(2) 本通知書を発送してもよい事由は、次の通りです。

- ・注意喚起事項が期限を過ぎても是正しないか、是正が不十分な場合。
- ・経営者や行政機関に独占禁止違法行為を実施した疑いがあり、社会から注目されるか悪影響を及ぼした場合。
- ・行政機関が実施した公平競争審査制度が不十分か、地方の市場监督管理局が履行した独占禁止や公平競争審査業務が不十分か、業務の推進が遅く、社会から注目されるか悪影響を及ぼした場合。
- ・当事者に独占禁止法執行機関の実施する審査や調査を拒否し、妨害した疑いがある場合。

(3) 行政指導面談を受けた側は、行政指導面談を受けた日から定められた期間内に、是正措置を書面で独占禁止法執行機関に報告します。行政指導面談を受けた側が期限を過ぎても是正しないか、是正が不十分か、是正後に再び問題が起きた場合、独占禁止法執行機関はさらなる措置を講じます。

3. 立件調査通知書

証拠により下記に掲げる事由を証明できる場合、これを立件し、当事者へ本通知書を発送します。本通知書の発送は、より厳重な行政処分措置がスタートしたことを意味します。

- ・経営者や行政機関が独占禁止違法行為を実施した場合。
- ・当事者が独占禁止法執行機関の実施する審査や調査を拒否し、妨害した場合。

4. 行政処分決定書（経営主体）／行政建議書（行政主体）

(1) 調査を行った結果、経営者が下記の状況に該当し、確かに行政処分を受けるに値する違法行為があった場合、法に基づいて行政処分決定を下し、「行政処分決定書」を作成して当事者に送達します。

- ・経営者が独占禁止にかかる違法行為を実施した場合。
- ・独占禁止法執行機関が実施する審査や調査に対し、経営者が関係書類や情報の提出を拒否するか、虚偽の書類や情報を提出するか、証拠の隠匿・破棄・移転等を行った場合。

(2) 調査を行った結果、行政機関に行政権力を乱用し、競争を排除、制限する行為が存在した場合、「行政建議書」を作成し、上部機関へ法に基づいて処理する旨の建議を提出することができます。また注意が必要なのは、具体的な案件における「注意喚起あるいは催促の書簡」や「行政指導面談通知書」は、立件に必須の前段階の手順という訳ではなく、直接「立件調査通知書」が作成される可能性もあるという点です。

◇日系企業の皆様へのアドバイス

本通知が公布された後、独占禁止案件の処理はこれらの文書に基づいて行われることとなります。日系企業におかれましては、文書の名称から案件調査の処分段階や法執行機関が重視する程度を理解でき、これによつて的確に対応できます。特に「注意喚起あるいは催促の書簡」あるいは「行政指導面談通知書」を受け取った場合、行政処分を免れる可能性が残っていることもありますので、正確に対応する必要がございます。